令和４年　東川町議会　第４回臨時会　会議録

１．招集年月日　　令和４年８月５日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和４年８月５日　　午前　９時 30 分
４．閉　　会　　令和４年８月５日　　午前 10 時 35 分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　　長	松　岡　市　郎	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
副　町　長	平　田　章　洋	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
副　町　長	市　川　直　樹		
教　育　長	杉　山　昌　次		
企画総務課長	佐　藤　文　泰		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　柳澤　奨一郎
12．町長提出議案の題目
議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東川町一般会計補正予算（第３号））
議案第２号　令和４年度 東川町一般会計補正予算（第４号）について
議案第３号　萬二橋架替工事２工区請負契約について
議案第４号　キトウシ保養施設外構工事請負契約について
議案第５号　全世代共生型”交流×活躍×健康”プラザ外構工事請負契約について
13．議員提出議案の題目
な　し
14．議　事　日　程
議長は、議事日程を別紙の通り報告した。
15．会議録署名議員
議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
11 番　鶴間松彦議員、１番　杉本岳大議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）	ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。 よって、令和４年東川町議会第４回臨時会は成立しますので、開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）	町長より本臨時会招集の挨拶があります。 町長。
町長（松岡市郎君）	（登壇） 皆さん、おはようございます。 今日は、令和４年東川町議会第４回の臨時会招集させていただきました。全員の皆様方の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 今回私共が、提案させていただきます案件につきましては５件ということで、議長の挨拶の中にもございましたけれども、一般会計の補正予算を始め、５件となっておりますが、どうぞよろしく御審議をいただきまして、全会一致で議決を賜りますようお願い申し上げます。 ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）	本臨時会の議事日程は、お手元に配付の通りであります。 議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番鶴間松彦議員、１番　杉本岳大議員を指名いたします。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 本臨時会は、本日１日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。(「異議なし。」の声あり。) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日１日間に決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）	日程第３「諸般の報告」を行います。 町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。
町長（松岡市郎君）	ありません。

議長（高橋昭典君）　町長からの報告事項はございません。
議会からの報告事項は、別紙配付の通りです。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　議案第１号

議長（高橋昭典君）　これより、議案審議に入ります。
日程第４　議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました　議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」、専決処分の内容について御説明をいたします。
今回専決処分をさせていただいたのは、令和４年度東川町一般会計補正予算第３号でありますが、６月 28 日から 29 日にかけて降り続いた大雨により、国立公園入口の道道・旭川旭岳温泉線に接続する町道・野花南第一号道路が被災し、早期の災害復旧事業を進めるため、測量調査設計業務が必要なことから増額するものでございます。
それでは、専決処分をさせていただきました補正予算第３号について御説明いたしますので、補正予算書の１ページを御開きください。
令和４年度東川町の一般会計補正予算第３号は、次に定めるところによる。第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 630 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 139 億 6,896 万 5,000 円とする。
第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。第２条地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。
令和４年７月１日専決でございます。
それでは、最初に歳出から御説明させていただきますので、８ページ、９ページの事項別明細書を御覧ください。
10 款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業は、先ほども御説明しました、６月 28 日から 29 日にかけて降り続けた大雨により、国立公園入口の道道・旭川旭岳温泉線に接続する町道・野花南第一号道路が忠別川から侵食を受け被災したことから、災害復旧事業の申請資料作成のため、測量調査設計業務が必要となり、公共土木施設災害調査設計委託業務 630 万円を増額するものでございます。財源としては調査設計分も含めて 100％充当され、95％が交付税措置される補助災害復旧事業債を充当します。歳出の説明は以上でございます。
続いて歳入について、６ページ、７ページを御開きください。
22 款町債、災害復旧債は、歳出で説明した事業実施に伴う財源として、予算計上するものでございます。以上が歳入の説明でございます。
次に２ページに戻っていただき、第２表の地方債補正ですが、追加分として災害復旧費は、補助災害復旧事業 630 万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載の通りでございます。
以上が、議案第１号の専決処分に関する報告とさせていただきます。
御審議の上、御承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、「専決処分の承認を求める（令和４年度東川町一般会計補正予算（第３号））」について、歳入・歳出、地方債の補正を一括して質疑に入ります。
質疑ありませんか。
10 番鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　こちらですね、私現場を見に行っておりませんので、状況がよく分からないのですが、また写真等、資料等もないので、もう少し具体的に御説明、どういう状況なのか、今現在、そこが通行できるのかどうかということ、見通し等ありましたら御説明いただけると有難いです。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの御質問について、現状忠別川の河川の流れが変わりまして、砂利道の町道ではあるんですけども、その先は国有林の林道につながる道道になります。そこが掘削されて現状では通行が不可ということになっておりますが、国有林の作業道の作業が入っている関係がありまして、迂回路が今、国有林側で作られている状況でありますが、あくまでも作業道としてですので、一般車両等は通行はできないと。ただ、町道については、一般の方はほとんど通る場所ではございません。あと、掘削されて洗堀されて無くなった町道の延長ですけども、２箇所ございまして、約85ｍと35ｍの２箇所がございます。手前が85ｍ、その奥に35ｍ洗堀されたというような状況でありますので、今後まだ現状で設計をして、そのあと現地査定等が入りまして、最終的な工事概要が確定するということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありますか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論ありますか。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り承認することに御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、「議案第１号　専決処分の承認を求めることについて」は、原案の通り承認することに決しました。

○日程第５　議案第２号

議長（高橋昭典君）　日程第５　議案第２号「令和４年度 東川町一般会計補正予算（第４号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました　議案第２号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第４号）について」の提案理由と補正内容について御説明を申し上げます。１ページを御開きください。

令和４年度東川町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億 4,605 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 141 億 1,501 万 5,000 円とする。
第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
第２条地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
今回の補正は、ＥＵジャパンフェスト欧州文化首都アイルランド「ゴールウェイ青少年音楽祭」参加者確定に伴う事業費の増額及び工事内容の確定に伴う工事請負費等の増額、スポーツ少年団全国大会参加に伴う補助金について増額するものでございます。
それでは、最初に歳出９ページ、10 ページの事項別明細書を御覧ください。２款総務費、総務管理費、職員給与費は、進化台地区飲料水供給施設整備事業にかかる職員人件費の財源内訳について変更するもので、地方債を増額し、一般財源を減額いたします。
次の企画費、地域活性化・国際観光推進費、観光立国交流事業は、外国人と訪日観光客向けの大雪山観光、魅力発信交流事業を進めるため、ＰＲパンフレット及びグッズを作成し、ＥＵジャパンフェスト欧州文化首都アイルランド「ゴールウェイ青少年音楽祭」への参加に併せて観光プロモーションを行うため、東川中学校及び東川高校吹奏楽部のＯＢ・ＯＧ18 名及び職員６名の参加者報償費及び普通旅費、需用費 2,053 万 6,000 円を増額するほか、職員３名の事前打合せにかかる経費 210 万円を９款、社会教育管理事務費より振り替えし、2,263 万 6,000 円とするもので、補正予算額の 50％が特別交付税措置されます。
次の地方創生応援税制費は、企業版ふるさと納税から充当している、人材育成環境等整備事業の 520 万円、国際教育推進事業の 480 万円の充当額をそれぞれ減額し、後ほど御説明いたします９款教育費、社会教育費、社会教育関係団体活動支援事業のＥＵジャパンフェスト欧州文化首都アイルランド「ゴールウェイ青少年音楽祭」の参加経費に、１千万円を財源充当します。
次の地方創生推進費は、東川サテライトオフィス群整備事業ですが、当初予算で公営住宅の建設費を参考に積算し、予算措置していたところですが、今年度実施設計を行い、１棟４戸２棟の設備等が決定し事業費が確定したことによる工事請負費及び各申請手数料について 6,261 万 7,000 円増額するもので、財源は「写真の町」ひがしかわ株主基金繰入金から 641 万 7,000 円、地域活性化事業債から 5,620 万円を充当いたします。
次の４款衛生費、環境保全費、進化台地区飲料水供給施設整備事業につきましても、実施設計が完了し、敷設する鋼材管の延長が決定したため、事業費が確定したことに伴う工事請負費 850 万円を増額するもので、財源は辺地対策事業債を充当します。
次の７款土木費、都市建設費、西団地ストック総合改善事業は、国費の前倒し要望の内示を受けたため、西団地Ａ４棟ですが、１棟 12 戸及び集会所の外壁と屋根の長寿命化工事について、令和５年度から１年前倒しをして実施するため、事業費 3,200 万円の増額をするもので、財源は、社会資本整備総合交付金 1,100 万円及び土木債、公営住宅債 2,100 万円を充当いたします。
次の９款教育費、社会教育費、社会教育関係団体活動支援事業は、開

催が延期されていたＥＵジャパンフェスト欧州文化首都アイルランド「ゴールウェイ青少年音楽祭」が本年９月に開催されることになり、中学生吹奏楽部 34 名、東川高校生吹奏楽部８名、東川中学校及び東川高校吹奏楽部のＯＢ・ＯＧ18 名、指導者４名及び職員６名、合計 70 名が参加者することになりました。航空運賃を含む一人当たりの参加経費はおよそ 77 万円程度で、事前打合せ経費 210 万円を含めた総額では 5,889 万 3,000 円となります。参加経費は、２款観光立国交流事業で予算措置するほか、本事業では、東川中学生 34 名、高校生３名分及び指導者４名の参加者報償費 1,639 万 7,000 円を増額し、２款企画費で御説明いたしました事前打合せ経費 210 万円を観光立国交流事業へ振り替えるため減額いたします。財源として、地域づくり総合交付金 100 万円、先ほども御説明しました地方創生応援税制寄附金１千万円、まち・ひと・しごと創生基金繰入金１千万円、ＥＵジャパンフェスト日本委員会からの負担金 140 万円を増額し充当いたします。また、今後趣旨に賛同する企業から寄附が見込まれており、寄附が決定しましたら、その一部を一般財源分から振り替えする予定でございます。

次の保健体育費、社会体育推進事業は、東川大雪野球少年団が高知県と奈良県で開催される全国大会に出場するため、「はつらつスポーツ振興奨励事業補助金」の補助対象として、選手及び引率コーチを 75％、監督を 100％の補助率により助成するため、600 万円を増額するものでございます。歳出の説明については以上でございます。

続いて歳入について、７ページ、８ページから御説明をいたします。

歳入は、20 款繰越金を除き、歳出と連動した財源の増減となってございます。

先ず、11 款地方交付税、特別交付税は、「観光立国交流事業」ＥＵジャパンフェスト欧州文化首都アイルランド「ゴールウェイ青少年音楽祭」時の観光プロモーション経費の措置額の 50％、1,131 万 8,000 円を増額いたします。

次の 15 款国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、社会資本整備地域住宅計画事業「西団地Ａ４棟ストック総合改善工事」にかかる財源として 1,100 万円を予算計上いたします。

次の 16 款道支出金、道補助金、地域づくり総合交付金は、ＥＵジャパンフェスト欧州文化首都アイルランド「ゴールウェイ青少年音楽祭」へ参加するための財源として、道補助金 100 万円を増額いたします。

次の 19 款繰入金、基金繰入金、「写真の町」ひがしかわ株主基金繰入金は、東川サテライトオフィス群整備事業の財源として 641 万 7,000 円を増額いたします。

次のまち・ひと・しごと創生基金繰入金は、ＥＵジャパンフェスト欧州文化首都アイルランド「ゴールウェイ青少年音楽祭」へ参加するための財源として、１千万円を増額いたします。

次の 20 款繰越金は、前年度会計繰越金の留保額２億 3,340 万 9,000 円から、歳入歳出の差額分 1,891 万 5,000 円を今回の補正予算の財源として計上いたします。

次の 21 款諸収入、雑入、ＥＵジャパンフェスト負担金は、ＥＵジャパンフェスト日本委員会より、欧州文化首都アイルランド「ゴールウェイ青少年音楽祭」へ参加するための負担金として、一人当たり 10 万円の助成を受けるもので、140 万円を増額いたします。

次の 22 款町債、土木債、西団地ストック総合改善事業、次の辺地対策

事業債、進化台地区飲料水供給施設整備事業、次の総務債、東川サテライトオフィス群整備事業は、歳出で御説明いたしました事業実施に伴う財源として、それぞれ予算計上するものでございます。以上が歳入の説明でございます。

次に３ページに戻っていただき、第２表の地方債補正は、いずれも事業費増額に伴う変更分ですが、公営住宅整備事業は、西団地ストック総合改善事業の限度額を 4,300 万円に、辺地対策事業は、進化台地区飲料水供給施設整備事業の限度額を 1,950 万円に、地域活性化事業は、東川サテライトオフィス群整備事業の限度額を１億 140 万円に変更するものでございますが、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上が、議案第２号令和４年度東川町一般会計補正予算（第４号）の説明でございます。

御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより、令和４年度東川町一般会計補正予算(第４号)について、歳入・歳出、地方債の補正を一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10 番鈴木議員。

10番（鈴木哉美君））

ＥＵジャパンフェストについて伺います。

これ２年延長されてやっとということなんですが、そもそも延長されたこともありまして、そもそもこのＥＵジャパンフェストに東川町が選ばれた経緯というのが町民の方々からも御質問がありまして、なかなかその頃の、最初、当初のお話しがわからなくなっている部分があります。聞いたところでは、大分昔からのお付き合いがきっかけというふうに伺っておりますが、その辺を御説明いただけないでしょうか。

議長（高橋昭典君）

佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）

ただいまの件でございますが、ＥＵジャパンさんとのお付き合いについて御説明申し上げます。

ＥＵジャパンフェストにつきましては、欧州諸国と日本とで活躍する芸術文化活動を支援する団体としまして、平成２年に設立された団体でございます。かねてから写真の町東川町と交流を行ってきまして、平成 23 年１月に町に対して 239 点。時価総額 2,000 万円相当の作品の寄贈をいただきまして、本議会でも善行表彰の議決をいただきましたが、ＥＵジャパンフェスト日本委員会に対して表彰を行ったという団体でございます。かねてからＥＵジャパンフェストさんのほうから東川町の日頃の文化活動、芸術活動に対する取り組みについて注目していただいておりまして、2020 年に開催になる予定でした欧州文化首都のアイルランド・ゴールウェイで開催される音楽祭に東川町の参加の推薦をいただいたというところであります。しかしながらコロナによりまして２年間参加ができなかったということになりますが、今回、アイルランド国内でのコロナの感染状況も落ち着いてる状況も踏まえ安全に行えるだろうという見込みの中で、今回参加をさせていただくということになります。以上です。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　よろしいですか。今、欧州文化首都について話しをいたしましたけれども、欧州文化首都というのがいつできたかというと、1985年なんです。ＥＵに加盟している加盟国が文化、それぞれが持っている加盟国の文化を大切にしながらその地域を発展させていこうというようなことで1985年にギリシャの当時の首相でしょうか、その方によって提案がされ、第１回目がアテネで開催されたと、以後毎年継続をいたしまして未来に向かっても加盟国２、３か国が首都宣言をして回ってるという状況であります。この1985年という年はどんな年かといいますと、私達の町の写真の町宣言が行われたのが1985年なんです。時を同じくして欧州では欧州文化首都、この日本では小さな町ですけども、写真の町宣言を行ったということであります。そして私共が2014年に「写真文化首都」という宣言をさせていただいておりますけども、この写真文化首都というのは、欧州文化首都にヒントを得て宣言をした、この写真文化でもって多くの国々、人々と交流しようではないか、そして、北海道には北海道独自の写真文化がある、こういうものをしっかり守っていこうというようなことで宣言をさせていただきました。

約10数年に渡りまして欧州文化首都とは交流が進められているという状況にあるわけでして、その中でこの東川で頑張っている若い人達をゴールウェイの音楽祭、音楽祭といいましょうか、欧州文化首都の行事の中にお招きをしたいとこういうお話しで進んできたものであるということを御理解をいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありますか。
正満議員。

９番（正満正義君）　今のＥＵジャパンフェストの関連ですけど、もう一度確認で、中学生、高校生、ＯＢ、ＯＧ、指導者、職員の人数をもう一度お願いします。

議長（高橋昭典君）　佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）　今回、参加になりますのは、東川中学校の吹奏楽部の生徒34名、東川高校吹奏楽部生徒８名、そして、ＯＢ、ＯＧということで、本来開催されます2020年、その翌年2021年と吹奏楽部に各中学校、高校の吹奏楽部に加入しておりましたＯＢ、ＯＧが18名、吹奏楽部の顧問の先生４名、町職員６名の計70名になります。以上です。

議長（高橋昭典君）　９番、正満議員。

９番（正満正義君）　相当な人数になっているようでございます。この中で、現役の学生については吹奏楽部だとか、そういうところから出るんだから仕方ないのかなと思いますけど、ＯＢ、ＯＧの応募した中で、何かそういう、推薦

だとか、そういう条件だとか、ただ行きたいからお願いしますって応募でそのまんまＯＫ、ＯＫって行けたのか、そのへんちょっとお願いします。

議長（高橋昭典君）　佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）　ただいまの件ですが、参加者の決定につきましては、吹奏楽部の顧問の先生、町、教育委員会とで、参加するメンバーの判定をしまして、本事業の趣旨を理解していただける生徒の方ということで選考し、決定したということになります。

議長（高橋昭典君）　補足の答弁ありますか。
佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）　ただいまの件、補足説明させていただきます。
今回参加者につきましては、これまで吹奏楽部に加入していた人、加入している人というのが、先ず前提になりまして、今回の事業趣旨を御理解いただける生徒の方の参加ということになります。

議長（高橋昭典君）　他にありますか。
藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　その関連なんですがね、ＯＢ、ＯＧ18 名の中で、今現在、吹奏楽とかそういうのをやっておられない、楽器を持ってない方もいらっしゃるっていうお話しを聞いたことがあるんですね。その点は、どのように考えてますか。

議長（高橋昭典君）　佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）　今回の演奏で使用する楽器につきましては、中学校の吹奏楽部、東川高校の吹奏楽部で持ち込む楽器、並びにアイルランドの現地でレンタルする楽器などを使用するということとなってございます。

議長（高橋昭典君）　他にありますか。
10 番、鈴木議員。

10 番（鈴木哉美君）　今回、ＥＵジャパンフェストとそれからはつらつスポーツ振興ということでたくさんのお子さん方、応援できるんですが、先ほど町長の御説明からもいただきましたように、頑張ってるお子さん達を、ということですけども、人口が多い都市ですと、こういう方々、ほんの一部ということになるわけですが、これだけの人数、この町の規模でいきますと、やはり大勢参加されるイメージになるわけですね。このように、頑張ってると言っても、じゃあ参加しないお子さんは頑張っていないのかとそういうわけではなくて、ただ、こういうたまたまチャンスに恵まれないお子さんが恐らく、もう数を数えれば分かるぐらいにはっきり見えてく

ることが実際あります。そうしたお子さん方、どうしても酷く言ってしまえば、自己否定と言いますか、「どうせ私は」「どうせ僕は」というふうな考え方になってしまう方も実際おられます。そういうチャンスに、うまく機会に恵まれないお子さん達、ましてや、不登校のお子さん達は、チャンスに恵まれにくいわけですけども、そういったお子さん達に対してのケアといったらおかしいんですが、そういう配慮というか、そういう気持ちの面もあるかも知れませんが、あとは施策として、何かまんべんなくお子さん方にチャンスを与えられるような工夫ということは、何か考えられたうえでこうしたことをされているんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　杉山教育長。

教育長（杉山昌次君）　お答えしたいと思いますが、なかなかスパッと答えられない、難しい質問ではないかなというふうにとらえております。私達が考えなければいけないのは、やはり未来と世界を見つめながら、将来子ども達が活躍する社会、生きていく社会でしっかり活躍していける人材を輩出していく必要があると考えております。その中で、頑張っている、あるいはチャンスに恵まれた子ども達をきちんと育成していくことが大切ではないかと思っております。スポーツであれ、文化であれ、いろんな場面で東川町の子ども達は頑張っています。そういった方々を応援することでそこに乗っからなかった、触れなかった子ども達も、自分達も何か得意な分野を見つけて頑張れば、支援してもらえるんだということを意識することが大切ではないかと思います。例えば、高校から大学に行くときに奨学金を支給していたり、あるいは、高校生の年代から、今年から始まりましたけれども、公設塾でしっかり進学できるような相談を受けたり、進路指導したり、学力アップしたりする、そういったことの中にいろんな施策があると思います。生涯学習の様々な事業、例えば、わくわくプレスについては、今 100 数十名登録しておりますけれども、子ども達が自主自立の精神をもって創造性を育む、そういった子ども達が東川町の例えば、小学生の２割になればですね、普段の学習の中でグループ学習を通じて、その得た知識だとかスキルを周りの子ども達に広げていくことができるということがあるんではないかと思います。そういったことを期待しております。また、不登校等の話しがございましたけれども、昨年から少し不登校の児童生徒が増えている観点から、今年の５月から教育支援室を置いて、不登校の支援にもしっかり力を入れていこうということで取り組んでいるところでございます。なお、不登校の１人の子が吹奏楽部に所属していて、今回、派遣メンバーに入っていることになっておりますので申し上げます。以上です。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありますか。
町長、補足答弁をお願いします。

町長（松岡市郎君）　私共の町としては、町づくりを行っているわけでして、町づくりというのは、町の価値をどう高めていくのかということも非常に重要なことだと思います。その町の価値を高めていくものの中に教育というのがある。時代にある子ども達は何で成長するかというと学校だけで学ぶことだけではないと思うんです。いかに多くの経験を積むか、その経験こそ

最良の講師になり、その経験の数によって子ども達は成長していくというのは大いに考えられるんではないかと思います。ですから、今、東川町内にいる若者達が様々な機会を通じて経験できるような、そういう支援というものを私共はやっていこうと考えておりまして、スポーツの世界、文化の世界においても、同じでございますけれども、活躍をしている方々については、大いに経験をしていただくということが大切ではないかと思っておりますので、そういった視点からも御理解をいただきたいと思います。特に差別をするということではなくて、頑張っているように、頑張れるように、頑張ったらこんなことがあるんだというような夢を持っていただく、志を持っていただくというような視点からも、大切なことではないかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　他にありますか。
１番、杉本議員。

１番（杉本岳大君）　ちょっと、いろいろお話し聞いてて、更にちょっと疑問点出たので確認させてください。
ＥＵジャパンフェストの参加者の件ですけども、先ほど東川中学校で吹奏楽部が 34 名、東川高校の吹奏楽の方が８名ということでお話しあったんですけども、これは中学校だったら、吹奏楽の何名中の 34 名、高校だったら何名中の８名というのがちょっと疑問点になったのと、あと、選考の基準というのが例えば、最終学年の人を優先的にしただとか、何か技術的なものでレギュラーメンバーを優先的にしたのか、何かその選考基準とかですか、そういったものがあれば教えていただきたいのと、あとＯＢ、ＯＧの年齢層、例えば、吹奏楽に活動されてどれくらい離れた方なのか。10 代なのか 20 代なのか 30 代なのか、そういったこともちょっと分からなかったので、どういった方々がＯＢ、ＯＧとして今回参加されるのか、っていうのをちょっとお聞きしたいというとこです。
もう１点、次、別なことなんですけど、東川サテライトオフィスの件なんですけども、今回 6,261 万 7,000 円という予算が計上されてますけども、以前、だいぶ前にいろいろ御説明受けたんですけども、もう１回改めて確認したいんですけども、サテライトオフィス群の規模感っていうんですかね、記憶も薄れてて何棟建っていて、何部屋あって、どれぐらいの収容人数、どれぐらいの方がそこで活動できるのかだとか、あとは今回工事費が出てますが、この工事費で完結するものなのか、またはそれにさらにプラス、この工事費はここまでの工事ですよ、更に、今後こういう工事がありますよ、その工事費は大体もうこれぐらいかかるんではないかなとか、総額として今回のサテライトオフィス群の整備事業は総額でこれぐらいかかりますよというものが、今ちょっと分かれば教えてください。

議長（高橋昭典君）　佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴　それでは、順番にお答えさせていただきます。
先ず今回の参加者、それぞれ 34 名、高校生８名につきましては、それぞれ吹奏楽部の部員の方全員の参加となります。ＯＢ、ＯＧの年齢層で

行君）	すけども、こちら中学校卒業して現高校生、もしくは、高校を卒業して現大学の１年生、ですので、高校生、大学生がＯＢ、ＯＧということになります。 　もう１点、選考の方法等につきましては、基本的に吹奏楽部の顧問の先生が選出する判断を先ずし、それを受けて、町と教育委員会と吹奏楽部の先生方とをもって最終決定したということになります。以上です。
議長（高橋昭典君）	企画総務課長。
企画総務課長（佐藤文泰君）	サテライトオフィスの関係でございます。前段の部分なんですが、規模の関係、サテライトオフィスとして２棟でございます。１棟当たり４部屋、合計８オフィスありまして、１戸当たり８人ぐらいの方がオフィスとして利用できるような仕組みになってございます。
議長（高橋昭典君）	矢ノ目都市建設課長。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	ただいまの質問についてですけども、今回は本体工事と駐車場の外構工事が含まれております。今回含まれていないのは、冬工事になりますので、植栽工事、そういったものが含まれておりませんので、それは新年度、設計をしまして実施するということになります。よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	他に質疑ありますか。 　杉本くん。
１番（杉本岳大君）	サテライトオフィスのもう１回確認なんですけども、あと中の家具を入れたりだとか、そういったものも何か考えていると以前お話しあったかと思うんですが、そういった費用は別にみてるんでしょうか。
議長（高橋昭典君）	企画総務課長。
企画総務課長（佐藤文泰君）	事務所として活用、もしくは生活居住スペースとしても活用できるというような話しをさせていただいているかと思いますが、今は本体工事費ということで、その他に備品購入費をみておりまして、その中で必要な家具ですとか、そういった備品については別途購入するというような仕組みになっています。
議長（高橋昭典君）	たくさん質問ありますがいいですか。他にありますか。 　11 番。鶴間議員。
11 番（鶴間松彦君）	歳入についてお伺いしたいと思います。今回歳入の関係で地方交付税が特定交付税としていくつか補正されておりますけども、昨日の新聞報道によりますと、普通交付税が確定したという報道がございました。 　上川管内ですと鷹栖町だけがプラスで他は全部マイナスと、４年振りの減だと言われておりますけども、東川町で減になった理由は何かをち

ょっと教えていただきたい。
　それから、臨時財政対策債がこの２、３年少なくなってきていると思うんですね。その原因は何か。国はどういうふうに考えて臨時財政対策債を減らしてきているのか。普通交付税の動向は今後どうなっていくのかということが分かれば教えていただきたいと思います。
　関連して現在、普通交付税、或いは特別交付税で予算しているものの留保財源がどの程度あるのか、ちょっと３点お願いいたします。

議長（高橋昭典君）
　少しお待ちください。
　企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）
　普通交付税の関係ということで、実はこの後の情報提供の中でお話しをさせていただく予定をさせていただいておりました。
　簡単にだけちょっとお話しをさせていただければと思います。先ずは減になった理由なんでございますが、今こちらのほうで押さえている部分に関しては、資料見ていただきながらのほうが分かりやすいかなとは思いますが、先ず１点は人口減少等特別対策事業費というものがございます。その中では、子どもの３歳以上の保育料の無償化、この部分がちょっと影響しておりまして、本町では長時間型の保育の子どもの人数が増えて、短時間型の人数が減ったということで、そちらの１人当たりの部分の対象がかなり違っているもんですから社会福祉費に係る保育の人数が増えたことでちょっと増にはなっているという話しでございます。それと辺地対策事業債、今までもずっとお話しさせていただいておりますが、こちらの対象施設が増額にはなっているんですが、大きくは東日本大震災の緊急防災債の交付年限が終了したということが、大きくここは減額になってございます。
　それと先ほど臨時財政対策債の話しがあったかなと思うんですが、こちらも後ほど詳しくお話ししたいと思うんですが、国の債券発行の大幅抑制、こちらが大きく影響しているということで、こちらのほうも減額に、先ほども言いましたようになってきております。ただし、そのことによって基準財政需要額が大きく増えているというようなものになっておりますので、後ほど表を見ながらのほうが分りやすいのかなと思いますので、後ほどの情報提供の中でまた再度話しをさせていただきたいなと思っております。
　それから留保財源の話しで、先ほども説明の中、留保財源については今現在２億 3,340 万 9,000 円があるというお話しをさせていただきました。その内、1,891 万 5,000 円を差額分として使用させていただき、今後の見込みとしては、２億 1,449 万 4,000 円を留保額としてまた持っていることにはなっていきます。
よろしいでしょうか。以上でございます。

議長（高橋昭典君）
　他に質疑ありますか。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これより、討論に入ります。討論ありますか。（「討論なし。」の声あり）
　討論なしと認めます。
　議案第２号について採決いたします。
　本案は、原案の通り決することに御異議ございませんか。（「異議なし。」

の声あり）
異議なしと認めます。
議案第２号「令和４年度 東川町一般会計補正予算（第４号）について」は、原案の通り可決されました。

○日程第６　議案第３号

議長（高橋昭典君）
日程第６　議案第３号「萬二橋架替工事２工区請負契約について」を議題とします。提案理由と議案の説明を求めます。
矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）
（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第３号「萬二橋架替工事２工区請負契約について」、提案理由を御説明申し上げます。
令和４年７月 28 日、地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した「萬二橋架替工事２工区」について、下記の通り請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、「萬二橋架替工事２工区請負契約について」であります。
契約の方法は、指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年７月 28 日、役場大会議室において午前 10 時 00 分から、花本・ドーピー高橋特定建設工事共同企業体、藤田組・日本高圧特定建設工事共同企業体、以上２特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格２億 5,810 万円に、消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格、２億 8,391 万円で、藤田組・日本高圧特定建設工事共同企業体が落札いたしました。落札率は 96.78％です。
従いまして、契約の金額は、２億 8,391 万円で、契約の相手方は東川町北町７丁目１番３号、藤田組・日本高圧特定建設工事共同企業体、株式会社藤田組　取締役社長　藤田裕司であります。
次に工事概要について御説明申し上げます。
令和４年度の萬二橋架替工事は、１工区として各橋台工及び橋脚工を４月より着手しており 11 月に竣工予定でございます。お手元の第４回臨時会資料の１ページを併せて御覧ください。
本工事の概要は、萬二橋架替における上部工及び一部下部工の施工となります。赤い部分が施工する箇所となり、上部工については橋の通行部となる床板工、橋台と上部の接続部のゴム支承、橋の伸縮を調整する、鋼・ゴム製伸縮装置、排水工、高欄などを施工します。下部工については、Ａ１及びＡ２の橋台の橋と道路部分を繋ぐ翼壁の施工となります。以上が工事概要でございます。
全体事業期間は、令和５年７月完成を計画しており、次年度の工事概要は、橋梁上部工橋面の舗装及び橋と前後道路の擦り付け改良工事などを予定しており、その他橋梁保護護岸整備を行う予定となっております。
最後になりましたが、支出科目につきましては、令和４年度予算、７款土木費、４項都市建設費、３目社会資本整備道路事業、14 節工事請負費で、社会資本整備総合交付金事業であります。
工事契約期間は、令和５年３月 24 日までを予定しております。
以上簡単ではございますが、議案第３号の提案理由の説明とさせてい

ただきますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第３号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することに御異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第３号「萬二橋架替工事２工区請負契約について」は、原案の通り可決されました。

○日程第７　議案第４号

議長（高橋昭典君）　日程第７　議案第４号「キトウシ保養施設外構工事請負契約について」を議題とします。提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第４号「キトウシ保養施設外構工事請負契約について」、提案理由を御説明申し上げます。
令和４年８月３日、地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した「キトウシ保養施設外構工事」について、下記の通り請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、「キトウシ保養施設外構工事請負契約について」であります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年８月３日、役場第２会議室において午前９時 35 分から、株式会社小岩組、高橋建設株式会社、花本建設株式会社、株式会社藤田組、株式会社ベスト、以上５社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格 8,130 万円に、消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 8,943 万円で、花本建設株式会社が落札いたしました。落札率は 97.2％です。
従いまして、契約の金額は 8,943 万円で、契約の相手方は、花本建設株式会社　代表取締役　花本金行であります。
次に工事概要について説明申し上げます。お手元の第４回臨時会資料の２ページから４ページを併せて御覧ください。
東川町西４号北 46 番地、現在建設中のキトウシ保養施設の外構工事です。本工事の概要は、駐車場・歩道、排水構造物、照明、防護柵の整備となります。
駐車場位置は現在解体工事を行っているキトウシ高原ホテル跡地になります。駐車場は、駐車台数 56 台となっており、出入口の変更はありません。駐車場の舗装構成は、凍上抑制層 30cm、下層路盤 20cm、アスファルト舗装４cm となります。歩道部に転落防止策、キトウシ保養施設の山側に落石防護柵を設置します。

最後になりましたが、支出科目につきましては、令和４年度予算、５款農林費、１項農業費、３目農業振興特別対策費、14 節工事請負費であります。
工事契約期間は、令和５年２月 28 日までを予定しております。
以上簡単ではありますが、議案第４号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
10 番鈴木議員。

10 番（鈴木哉美君）
２点お伺いします。
先ず１点は団体さんの御利用を考えますと、大型バス、観光バス等が入ってくることが想像されますけども、この駐車場の図から見ると大型車両の専用駐車場というのはどういうふうになるのかということが１点です。
それからもう１点ですれけども、今回の工事部分には入ってないところなんですが、蓄電池の設備ですね。恐らくこのＬＰＧの施設の辺りなのかなと思っていますが、危険物扱いになるのかなって思うんですけども、そのへんの空間の取り方ですとかはどうなっているのか。
それから３点になっちゃうかも知れませんけど、蓄電池ＮＡＳ電池ですけども、相当改良されて良くはなってきてるように、調べてはみたんですが、万が一ですけども火災発生すると砂で消火するような話しで、消防関係の連絡ですとか、体制の確立ですとかっていうものが必要になってくるような論文というか、そのようなものを読みました。そのへんはどのようになっているのかということ。
すみません、３点になります。お願いします。

議長（高橋昭典君）
都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）
ただいまの質問についてですけども、先ず大型バスの駐車場につきましては、現在、砂利道、キトウシの公園道路を上がって行きまして左手に砂利の駐車スペースがあります。そこが現状と同じような大型バスの駐車スペースとして考えております。
ＮＡＳ電池の設置場所につきましては、資料の２ページの配置図の駐車場の下側にいくつか緑で記載されているものがあるかと思いますが、その緑の枠バッテンが書いてあるものの一番右側がＮＡＳ電池となります。勿論、こちらは法令に基づいて施工、それから管理、行うこととなっておりますので、消防等との協議も済ませている状況でございます。
ですので、万が一はあるかも知れませんけども、万が一にはきちっと法令に基づいて備えているということで御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）
他に質疑ありますか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありますか。（「討論なし。」の声あり）

討論なしと認めます。
議案第４号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することに御異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
異議なしと認めます。
議案第４号「キトウシ保養施設外構工事請負契約について」は、原案の通り可決されました。

○日程第８　議案第５号

議長（高橋昭典君）
日程第８　議案第５号「全世代共生型”交流×活躍×健康”プラザ外構工事請負契約について」を議題といたします。提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）
（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第５号「全世代共生型“交流×活躍×健康“プラザ外構工事請負契約について」、提案理由を御説明申し上げます。
令和４年８月３日、地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した「全世代共生型“交流×活躍×健康“プラザ外構工事」について、下記の通り請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、「全世代共生型“交流×活躍×健康“プラザ外構工事請負契約について」であります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年８月３日、役場第２会議室において午前９時 30 分から、株式会社小岩組、高橋建設株式会社、花本建設株式会社、株式会社藤田組、株式会社ベスト、以上５社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格 6,040 万円に、消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 6,644 万円で、株式会社ベストが落札いたしました。落札率は 95.97％です。
従いまして、契約の金額は 6,644 万円で、契約の相手方は、東川町西９号北 13 番地　株式会社ベスト　代表取締役　川西正男であります。
次に工事概要について御説明申し上げます。お手元の第４回臨時会資料の５ページを併せて御覧ください。
本工事箇所は、造成工事が完了し、現在は建設工事が着工しております。外構工事の内容ですが、駐車場、歩道及び遊歩道、共同菜園、イベントスペース、排水構造物の整備となっております。
北側の駐車場は、駐車台数 54 台。南側の駐車場は、駐車台数 14 台の整備を行います。駐車場の舗装構成は、凍上抑制層 30cm、下層路盤 20cm、アスファルト舗装４cm となります。歩道・遊歩道は、水色で着色した箇所となり、舗装構成は、凍上抑制層 17cm、下層路盤 10cm、アスファルト舗装３cm となります。
共同菜園は、面積 115 ㎡を２箇所合計 230 ㎡、イベントスペースは 370 ㎡の平板敷で整備します。
最後になりましたが、支出科目につきましては、令和３年度予算、繰越明許、２款総務費、２項企画費、８目地方創生推進費、14 節工事請負

費であります。
工事契約期間は、令和５年３月15日までを予定しております。
以上簡単ではありますが、議案第５号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
10番鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　こちらの遊歩道なんですけれども、散策するようなイメージでとらえてよろしいんでしょうか。または、健康プラザですので、ワーキングですとかそういう形で、例えば、ここで何メートル歩きましただとかいうような表示でもって、健康づくりにも使えるようなそういう方向で考えている遊歩道なんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　運用の方法については、今後あそこの管理が決まってからということになりますけども、現状は散策をメインとした形とはなっていますが、脱色アスファルトの整備となっておりますので、例えばウォーキングですとかそういった形での利用も可能ということになりますので、あとは運用側の判断ということになるかと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありますか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありますか。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第５号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することに御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第５号「全世代共生型”交流×活躍×健康”プラザ外構工事請負契約について」は、原案の通り可決されました。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）　これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。
以上をもって、令和４年東川町議会第４回臨時会を閉会いたします。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　鶴間　松彦

会議録署名議員　　杉本　岳大